

令和2年4月1日から

(日常生活用具給付等事業)

「じょくそう防止マット」の給付を開始します

対象となる方 ※ 要件1・2のどちらも満たす必要があります。

＜要件1＞いずれか1つ

- ・ 下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する方
(18歳未満の児童は下肢又は体幹機能障害1級・2級の方)
- ・ 知的障害児(者)で、障害の程度が重度又は最重度の方
(療育手帳A判定)
- ・ 難病等により寝たきりの状態にある方

＜要件2＞

- ・ 自分の力で寝返りができず、じょくそうを発症している
又はそのおそれがある方 ※ 医師の意見書が必要です。

性 能

じょくそう予防のためのものであって、送風装置若しくは空気圧調整装置を備えた空気マット又は水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの(耐用年数:5年)

上限価格 80,000円

「特殊マット」の上限価格を引き上げます

上限価格 30,000円(変更前19,600円)

※ 「じょくそう防止マット」と「特殊マット」の両方の給付を受けることはできません。

※ お問い合わせ・申請は、区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課にお願いします。(裏面に記載しています。)

【問合・申請先】

お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課の窓口で受け付けています。

(右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所)

区役所・支所・京北出張所	TEL	FAX
北区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	432-1285	451-0611
上京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	441-5121	432-2025
左京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	702-1131	791-9616
中京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	812-2594	822-7151
東山区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	561-9130	531-2869
山科区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	592-3479	592-3059
下京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	371-7217	351-9028
南区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	681-3282	691-1397
右京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	861-1451	861-4678
右京区役所京北出張所 保健福祉第一担当	852-1815	852-1814
西京区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	381-7666	393-0867
西京区役所洛西支所保健福祉センター 障害保健福祉課	332-9275	332-8186
伏見区役所保健福祉センター 障害保健福祉課	611-2392	611-1166
伏見区役所深草支所保健福祉センター 障害保健福祉課	642-3574	641-7326
伏見区役所醍醐支所保健福祉センター 障害保健福祉課	571-6372	571-2973